

当 社 支 払 条 件

当社の支払条件は、原則として『半金半手』『月末締・翌月末払』となっております。
詳細は下記の様になっておりますので、ご請求の際には各事項を必ずお守り下さい。

支 払 方 法

- ① 80万円未満（税込）：全額現金（小切手若しくは振込）
80万円以上（税込）：半金半手（手形サイト95日）

② 全額現金支払いをご希望の場合

請求額が80万円以上（税込）・・・手形金額分の1%を控除

【例】請求額 900,000円（手形金額450,000円）
450,000円×1%＝4,500円控除

※振込手数料、でんさい発行手数料は貴社負担となりますので、ご了承ください。

賦金（労働保険）控除

建設工事現場におきましては、元請業者が全ての下請業者の労災補償を
することが労働基準法で義務付けられております。

その労働保険料として請求金額（税込）の0.2%を控除させていただきます。

請 求 時 指 定 事 項

1. 当社指定請求書で請求のこと

弊社ホームページよりP C入力用の請求書（Excel形式）がダウンロード出来ますので
下記よりダウンロードしてご使用下さい。

<https://www.sanei-prefab.co.jp/download/>

※入力見本がございますのでご確認の上、作成をお願いいたします。

P C入力用の請求書（Excel形式）の作成が難しい場合は、手書き用請求書をダウンロード
してご使用ください。

手書き用請求書をダウンロードできない場合は、手書き用請求書の原紙をお送りしますので
営業所までご連絡ください。

2. 請求書締日 毎月末日

3. 請求書必着日 翌月3日（休日の場合は翌営業日）

※必着日を過ぎて届いた場合は処理の都合上、次月請求扱いとなります。

※決算の都合上、12月末締分は必着日を過ぎた場合お支払い致しかねます。

4. 支払日 翌月末日（午前10時～午後5時） 土日・祝祭日の場合は前日になります。

5. 工事完了月の翌月も請求書が提出されない場合は、お支払い致しかねます。

6. 請求書は該当する営業所に送付して下さい。

総支払に関しては本社へお問い合わせ下さい。



株式会社



SANEI

本 社	〒 336-0022	さいたま市南区白幡5-16-8	3 F	☎ 048 865 4111
				FAX 865 4811
川 越 営 業 所	〒 350-1124	川越市新宿町3-17-33		☎ 049 246 4111
				FAX 240 2744
浦 和 営 業 所	〒 336-0022	さいたま市南区白幡5-16-8	2 F	☎ 048 865 4511
				FAX 865 4911
千 葉 営 業 所	〒 262-0033	千葉市花見川区幕張本郷1-11-26		☎ 043 272 0700
		リビエール本郷204号		FAX 272 0704
相 模 原 営 業 所	〒 252-0302	相模原市南区上鶴間1-17-15		☎ 042 748 6106
				FAX 748 6107
茨 城 営 業 所	〒 300-4115	土浦市藤沢3490-1		☎ 029 862 4445
				FAX 862 4447
立 川 営 業 所	〒 190-0022	立川市錦町3-6-5		☎ 042 524 2971
				FAX 527 3376
横 浜 営 業 所	〒 221-0823	横浜市神奈川区二ツ谷町10-10		☎ 045 324 5061
		坂本ビル3 F		FAX 324 5063
東 京 営 業 所	〒 162-0843	新宿区市谷田町3-6	ザ ゲート市ヶ谷2 F	☎ 03 5261 1511
				FAX 5261 7475

請求総括表

【レンタル用】 ☐ 請求者控 ☐ サンエイ送付用(2部)

株式会社  御中

川	浦	千	相	茨	立	横	東			本
越	和	葉	模	城	川	浜	京			社

請求者 登録番号：

住 所

会 社 名

T E L

F A X

印

下記の通りご請求申し上げます。

	担当者	消費税10%分		消費税 8%分		非課税分	摘要
		小 計	消 費 税	小 計	消 費 税	小 計	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
請求金額 計							総合計：
備 考							

請求時指定事項

総括表	計 算	締 月

- ① 締日 毎月末日
- ② 必着日 翌月 3 日（休日の場合は翌営業日）
※必着日を過ぎて届いた場合は処理の都合上、次月請求扱いとなります。
※1 2 月決算月の為、未請求の場合にはお支払い致しかねます。
- ③ 支払日 翌月末日 （午前 1 0 時～午後 5 時）
- ④ 工事完了月の翌月も請求総括表および納品・請求書が提出されない場合は、お支払い致しかねます。
- ⑤ 請求総括表および納品・請求書は、該当する営業所に送付して下さい。

総支払に関してのお問合せ

本 社 さいたま市南区白幡5-16-8 3F

電 話 番 号 048-865-4111

年 月 日

No.

担当者